主 文 原決定を取消す。 本件を山口地方裁判所下関支部に差戻す。

理由

本件抗告の趣旨及び理由は別紙記載の通りである。

〈要旨〉ところで、詐害行為取消の効果は相対的であるから、Gの前示売買予約及 びその完結による売買が詐</要旨>害行為として取消されても、転得者たる相手方H は善意である限り右取消により本件各不動産の所有者たる地位を失うものではな い。しかし、本件においては、相手方Hの所有権取得登記の日より以前に抗告人の ため本件各不動産につき前示仮差押の登記がなされているのであるから、相手方H がその所有権取得を以て仮差押債権者たる抗告人に対抗し得るためには、仮差押債 務者より本件各不動産を譲受けた上相手方Hにこれを譲渡したGの権利が右仮差押 に優先することを主張し得なければならない。しかるに、Gと仮差押債務者との間 の前記売買予約及び売買が前示の通り確定判決により詐害行為として取消された以 上、その詐害行為取消判決の反射的効力として相手方日は抗告人に対しGの本件各不動産について権利が右仮差押に優先することを主張し得なくなつたものといわねばならぬ。しからば、右仮差押の登記後本件各不動産の所有権を取得した相手方日 は、その所有権取得の効果を仮差押債権者たる抗告人に対抗し得ないことは明白で ある。従つて、右仮差押の効力として抗告人に対する関係では、本件宅地は仮差押 債務者たる相手方Aの所有に、また本件家屋は仮差押債務者Cの共同相続人たる相 手方D、A、E、Fの共有に、それぞれ属するものといわねばならぬから、右相手 方等に対する本件各債務名義に基き登記簿上相手方Hの所有名義となつている本件 各不動産に対し強制競売の申立に及んだ抗告人の本件強制競売申立は適法であつ て、これを許すべきものであることは明白である。右と異なる見解の下に本件申立 を却下した原決定は失当であつてこれを取消すべきものである。なお、本件を原裁 判所に差戻すのを相当と認め、主文の通り決定する。

(裁判長裁判官 岡田建治 裁判官 佐伯欽治 裁判官 松本冬樹)